

5 介第 9 号
令和 5 年(2023 年) 4 月 3 日

指定訪問介護事業所
指定訪問看護ステーション 管理者 様
指定居宅介護支援事業所

長野県健康福祉部介護支援課長

訪問介護、訪問看護及び居宅介護支援事業所における介護サービス
提供従事者数について（照会）

このことについて、貴所における介護サービス提供従事者の実員数（令和 5 年 3 月
31 日現在）等について把握したいので、下記により報告していただくようお願いします。

記

1 調査内容

- (1) 訪問介護事業所・・・訪問介護員数
- (2) 訪問看護ステーション・・・訪問看護職員数
- (3) 居宅介護支援事業所・・・介護支援専門員数

2 提出期限 令和 5 年 4 月 19 日（水）

3 提出先 長野県健康福祉部介護支援課サービス係

【ながの電子申請の場合】

下記 URL 又は右下の二次元バーコードからアクセスしてください。

https://s-kantan.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=32190

【郵送の場合】 〒380-8570（住所記載不要）

【FAX の場合】 026-235-7394

【メールの場合】 kaigo-shien-s@pref.nagano.lg.jp

（件名：介護サービス提供従事者数報告書 としてください。）



4 提出書類 別紙「介護サービス提供従事者数報告書」

5 留意事項 「記入上の留意事項」及び「記入例」を参照の上、記入してください。

長野県健康福祉部介護支援課
（課長）今井 政文（担当）酒井 真希
電 話：026-235-7121
ファクシミリ：026-235-7394
メール：kaigo-shien-s@pref.nagano.lg.jp

(別紙)

県庁 健康福祉部 介護支援課 へ
(送信票不要 FAX:026-235-7394)

介護サービス提供従事者数報告書

事業所名: _____
事業所所在
市町村名: _____
介護保険事業所番号: _____
作成者氏名: _____
電話番号: _____ () _____

※令和5年3月31日現在

(単位:人、時間)

サービスの種類	従事者に関する項目					
	従事者数 (実員数) (B+C) A	うち常勤		常勤換算		
		うち常勤 B	うち非常勤 C	勤務延時間数 の合計(4週) D	勤務すべき 時間数(4週) E	常勤換算数 (D/E) F
訪問介護 ①(訪問介護員)						
訪問看護ステーション ②(訪問看護職員)						
居宅介護支援 ③(介護支援専門員)						

(記入上の留意事項)

- 1 報告書は、事業者(事業者番号)ごとに作成してください。
- 2 「従事者数(実員数)」欄には、令和5年3月31日現在において事業所に在籍し、実際に各業務に携わる訪問介護員、訪問看護職員(訪問看護にあたる看護師、准看護師の方を計上していただき、理学療法士又は作業療法士の方は含めないでください)について計算をしてください。
介護支援専門員が①又は②の事業所を兼務している場合は両方に計上してください。
- 3 さらに、従事者数(実員数)を「常勤者」と「非常勤者」とに区分し、それぞれの欄に記入してください。
なお、「常勤者」とは事業所が定めた常勤者としての勤務時間の全てを勤務している者をいい、「非常勤者」とは常勤者以外の者をいいます(職員の雇用形態にかかわらず勤務の時間で区分してください。例えば、訪問看護の看護職員と居宅介護支援の介護支援専門員とを兼務している場合は、非常勤として取扱い、常勤換算の計算はそれぞれの勤務の時間を分けて計算をし、非常勤の欄に記入をしてください。)
- 4 「常勤換算数」欄には、指定基準に定める常勤換算方法により算出した数値を記入してください。(別添「記入例」参照)
なお、居宅介護支援事業所にあつては、常勤換算数の記入は不要です。

(参考)「常勤換算数」の算出方法

当該事業所の従業者の4週の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき4週の勤務時間数(1週間の勤務時間を32時間未満と定めている事業所の場合は、週32時間を基本とする。)で除した数値とする。

この場合の勤務延時間数は、当該事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数とし、複数の職務に従事する者が他事業のサービスに勤務する時間は除く。

記入例（居宅介護支援事業を併せて行う訪問看護ステーションの例）

勤務形態表

職 種	勤務形態	氏 名	第1週							第2週							第3週							第4週							4週の合計
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
			月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
管理者兼看護職員	常勤兼務	松本 花子	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			160
看護職員	常勤専従	上田 太郎	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			160
看護職員	常勤専従	伊那 洋子	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			160
看護職員兼 介護支援専門員	非常勤専従	大町 幸子	6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			1	6	6	6	6			6	6	6	6	6			115
看護職員	非常勤専従	飯田 明子	4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			80
介護支援専門員	常勤専従	木曾 夏子	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			160
			(注)大町幸子さんは1日(8時間)のうち訪問看護に6時間、介護支援専門員業務に2時間従事しているものとします。																											合計	680

【常勤換算後の人員の算出方法】

- ・ 「当該ステーションの看護職員の勤務延時間数」 → 680時間
 （大町 幸子さんは1日のうち訪問看護を6時間、介護支援専門員を2時間しているため訪問看護時間部分のみ算入）
- ・ 「当該ステーションにおいて常勤の従事者が勤務すべき時間数」 → 160時間の場合
 ⇒ 常勤換算式： $680 \div 160 = 4.25 \rightarrow 4.2$ 名（小数点第2位切り捨て）

以上により、報告表への記載は、次のようになります。

サービスの種類	従事者に関する項目					
	従事者数			常勤換算		
	(実人員) (B+C) A	うち常勤 B	うち非常勤 C	勤務延時間数 の合計(4週) D	勤務すべき 時間数(4週) E	常勤換算数 (D/E) F
訪問介護						
訪問看護	5	3	2	680	160	4.2
居宅介護支援	2	1	1			

2023/04/01

長野市訪問理容・美容サービス券交付申請書（高齢者）

長野市長 宛

年 月 日

〒

申請者 住 所

ふり がな
氏 名

(利用者との続柄)

電話番号

訪問理容・美容サービス券の交付を申請します。

利用者	住 所	申請者と同じ場合は記入不要です		
	ふり がな 氏 名	申請者と同じ場合は記入不要です	生年 月 日	明治・大正・昭和 年 月 日
	介護保険被保険者番号			
	要介護度/認定有効期間	要介護 () 年 月 日 ~ 年 月 日		
同意欄	<input type="checkbox"/> 訪問理容・美容サービス券交付申請にあたり、利用者の要件を確認するために、介護保険要介護認定情報（障害高齢者自立度、認知症高齢者自立度）を利用することに同意します。 ※上記の個人情報に同意される場合は、 <input checked="" type="checkbox"/> して下さい。			

◎支給基準

65歳以上で要介護2～5の認定を受けていて、店舗へ行ってサービスを受けることが困難な在宅の、寝たきり高齢者または認知症高齢者。

<具体的な判断基準>

*寝たきり高齢者（下記の状態が6カ月以上継続している者）

- ア 屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが座位を保つ事ができる
- ・車椅子に移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う
 - ・介助により車椅子に移乗する

イ 1日中ベッド上で過ごし、食事、排泄、着替えにおいて介助を要する

*認知症高齢者

ア 日中または夜間を中心として、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難が見られ、介助を要する

イ 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする

ウ 著しい精神状態や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ専門治療を必要とする

※ ここからは記入しないでください

個人コード		審査基準		受付印欄
支給券番号	～			

「寝たきり」「認知症」の判断目安

「寝たきり」、「認知症」の判断の目安は次のとおりですが、日常生活自立度に関わらず、実態を優先させていただきます。

<p>● 寝たきりとは？</p> <p>(1) 身体上または精神上の著しい障害のため、常時寝たきりであり、かつ、その状態が継続している。</p> <p>(2) 身体上または精神上の著しい障害のため、常時寝たきりではないが、移動、食事、排泄、入浴等日常動作の大半を介助によらなければならない状態にあり、かつ、その状態が継続している。</p> <p>※日常生活自立度①（身体）＝B1以上（B1、B2、C1、C2）がおおよその目安です。</p>

日常生活自立度①（身体）

	ランク	判断基準
生活自立	自立	まったく障害を有しない者で、日常生活はほぼ自立している。
	J	何らかの障害を有するが、日常生活はほぼ自立しており、独力で外出する
		J1 交通機関等を利用して外出する J2 隣近所なら外出する
準寝たきり	A	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしに外出できない
		A1 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する
		A2 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
寝たきり	B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ
		B1 車椅子に移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う B2 介助により車椅子に移乗する
	C	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する
		C1 自力で寝返りをうつ
		C2 自力では寝返りもうてない

● **認知症とは？**

- (1) 認知症の診断を受けている（介護を必要とする）。
- (2) 認知症の診断は受けていないが、日常生活の中で認知症と思われる問題行動がある（介護を必要とする）。

※日常生活自立度②（認知症）＝Ⅲa以上（Ⅲa、Ⅲb、Ⅳ、M）がおおよその目安です。

日常生活自立度②（認知症）

ランク	判断基準（見られる症状・行動の例）
自立	まったく認知症を有しない者で、日常生活及び社会的にほぼ自立している
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している
II	II a 家庭外で、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られることがあるが、誰かが注意していれば自立できる (度々道に迷ったり、買い物や事務、金銭管理などそれまでにできていたことにミスが目立つ等)
	II b 家庭内でも、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られることがあるが、誰かが注意していれば自立できる (服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応など1人で留守番ができない等)
III	III a 日中を中心として、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする
	III b 夜間を中心として、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする
	(III a、III b ともに) (着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声を上げる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等)
IV	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする (上記IIIと同じ)
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門治療を必要とする (せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等)

【栄養関連加算の解釈とポイントを学ぶ】
「各種加算のとり方」研修会・オンデマンド配信
開催要領

趣 旨 令和 3 年度介護報酬改定において基本サービスに栄養管理が位置付けられたことにより、全国のどこの介護保険施設等においても質の高い丁寧な栄養ケア・マネジメントの提供が求められるようになりました。管理栄養士・栄養士は、高齢者の自立支援や重度化防止を推進するため、栄養関連加算の意味を十分に理解したうえで丁寧な栄養ケアを実施する必要があります。そこで、介護報酬に位置付けられた各種栄養関連加算の解釈とポイントを学び、具体的な事例を通して実務に生かせるよう、オンデマンドによる本研修会を実施することとしました。つきましては、本研修の趣旨を十分にご理解の上、ご参加いただけますようお願いいたします。

※本研修会は、2022 年度に開講した内容と同様のものとなりますのでご注意ください。

主 催 (公社) 日本栄養士会

日 時 2023 年 4 月 1 日 (土) より申込月 1 か月間の受講期間
4～7 月まで毎月開講、8 月フォローアップ研修 (参加無料・自由参加)

受講方法 オンデマンド配信
パソコン・スマートフォン・タブレットをご用意の上、お支払い完了後にお送りする視聴 URL よりご参加ください。

参加対象 介護保険施設 (介護老人福祉施設、介護老人保健施設等) 及びその他福祉事業所 (通所介護、デイケア、認知症グループホーム等) に勤務する管理栄養士・栄養士

内 容

■講義 20 分 「介護報酬改定における栄養関連加算のあり方について」

(公社) 日本栄養士会福祉職域事業推進委員

■各種加算について講義 240 分

(1) 施設サービスにおける加算の算定について		講師：福祉事業推進委員会委員
講義 30 分	① 栄養マネジメント強化加算	介護老人保健施設 鶴巣苑 石川 仁子
講義 30 分	② 経口移行・経口維持加算	特別養護老人ホーム 椿寿園 橋本美紀子
講義 30 分	③ 再入所時栄養連携加算	特別養護老人ホーム 柏こひつじ園 中村 典子
講義 30 分	④ 療養食加算	特別養護老人ホーム 柏こひつじ園 中村 典子
(2) 通所・居宅系サービスにおける加算の算定について		講師：福祉事業推進委員会委員
講義 80 分	① 口腔・栄養スクリーニング加算	介護老人保健施設 希望の館 元家 玲子
	② 栄養アセスメント加算	介護老人保健施設 希望の館 元家 玲子
	③ 栄養改善加算	介護老人保健施設 希望の館 元家 玲子
講義 40 分	④ 栄養管理体制加算	介護老人保健施設 希望の館 元家 玲子
	⑤ 居宅療養管理指導	介護老人保健施設 希望の館 元家 玲子

受講料 20,000 円 (税込)、[(公社) 日本栄養士会会員割引価格 3,000 円 (税込)]

※フォローアップ研修会のご案内・・・本研修会へご参加いただいた方を対象に、フォローアップ研修会（事前質問への回答及びフリートーク、無料）を開催します。参加を希望する方は、本研修視聴後のアンケートフォームより回答・送信をしてください。
 なお、参加定員には限りがありますことご了承ください。

申込締切

視聴月	申込締切	支払締切	視聴 URL 送付	申込翌月 1 日より視聴可能
4 月	3 月 20 日	3 月 23 日	3 月末日まで	4/1～1 か月
5 月	4 月 20 日	4 月 23 日	4 月末日まで	5/1～1 か月
6 月	5 月 20 日	5 月 23 日	5 月末日まで	6/1～1 か月
7 月	6 月 20 日	6 月 23 日	6 月末日まで	7/1～1 か月

申込方法 （公社）日本栄養士会ホームページ <https://www.dietitian.or.jp/>より、お申し込みください。

※お申し込み後、「申込受け付け」メールが届かない場合は、登録メールアドレス（会員の方はマイページ）をご確認の上、下記問合せまでご連絡ください。

支払方法 受講料の支払いは、Web コンビニ支払いまたはクレジット支払いとさせていただきます。受講確定後、支払情報メールをお送りしますのでご確認の上、お支払ください。

支払締切までに入金手続きが完了していない場合は、受講ができませんので予めご了承ください。

申込に関する注意事項

- ・既納の受講料は、原則としてお返しいたしません。
- ・視聴 URL が期日までに届かない場合には、fukushi-jigyobu@dietitian.or.jp までご連絡ください。

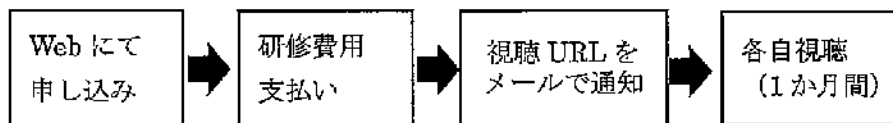
視聴における注意事項

- ・視聴 URL は事前にお送りします。
- ・公益社団法人日本栄養士会プライバシーポリシー<https://www.dietitian.or.jp/privacy/>および利用規約 <https://www.dietitian.or.jp/terms/>をご確認のうえ、視聴してください。
- ・映像、掲載資料、文章、イラスト、ロゴ、写真、その他の著作物の著作権その他の権利は、当会又は第三者に帰属します。著作権法によって認められる場合を除き、著作権者の事前の許可なく、動画及び資料の一部または全部を、無断で複製（録画・録音・撮影・ダウンロードなど）し、それを転載転用・改変・配布・販売など、不正に利用することを固く禁止します。
- ・視聴には大量のデータ（パケット）通信を行うため、携帯・通信キャリア各社にて通信料が発生します。データ通信量が一定の基準に達した時点で通信会社での通信速度制限が行われることがあります。スマートフォンやタブレットでご視聴の場合は、Wi-Fi 環境でのご利用を推奨します。（推奨動作環境をご確認ください。）なお、発生したデータ通信費用について日本栄養士会は一切の責任を負いかねます。予めご了承ください。

ださい。

- ・同一者の複数同時接続はご遠慮ください。本研修会は、受講者のみの視聴を前提としていますので、受講者以外の方と一緒に視聴されたり、配信用アドレスを第三者に提供したりすることは厳にお控えください。
- ・視聴に問題が生じた場合は、必ずログアウトを行って、別の環境（デバイス、ブラウザ、回線等）でのご視聴をお試してください。
- ・視聴にあたり生じたいかなる損害について、日本栄養士会は一切の責任を負いかねます。

受講までの流れ



生涯教育単位 実務研修 80-103 栄養関連法規 福祉関連法規、制度の理解 講義 2単位

お問い合わせ先 〒105-0004 東京都港区新橋 5-13-5 新橋 MCV ビル 6 階

公益社団法人日本栄養士 福祉職域研修担当係

TEL : 03-5425-6555

E-mail : fukushi-jigyobu@dietitian.or.jp

【栄養ケア・マネジメントを学ぶ】

福祉スキルアップ研修会＜Step 0・高齢編＞
～初任者研修～ オンデマンド配信 開催要領

趣 旨 介護保険施設に勤務する管理栄養士・栄養士は、介護保険制度を正しく理解し、栄養ケア・マネジメントを円滑に運用するスキルが求められています。

令和3年度介護報酬改定に於いて基本サービスとして位置付けられた栄養管理は、丁寧な質の高い栄養ケア・マネジメントが全国のどの介護保険施設等でも提供できることを意味しています。それゆえ、LIFE へのデータ報告も含め、アウトカムを見据えた栄養ケア・マネジメントを円滑に実施できることを目的に研修会を開催することといたしました。本研修会では、経験年数1～3年の管理栄養士を対象に、ミールラウンド、多職種連携を中心とした内容でのオンデマンド研修としています。日本栄養士会では、経験年数に応じたスキルを習得するためのオンライン研修を他にも開設していますので、反復しながらスキルアップをし、認定管理栄養士や専門管理栄養を目指してください。

※本研修会は、2022年度に開講した内容と同様のものとなりますのでご注意ください。

主 催 (公社) 日本栄養士会

日 時 2023年4月1日(土)より申込月1か月間の受講期間

4～7月まで毎月開講、8月フォローアップ研修(参加無料・自由参加)

受講方法 オンデマンド配信

パソコン・スマートフォン・タブレットをご用意の上、お支払い完了後にお送りする視聴URLよりご参加ください。

参加対象 管理栄養士・栄養士(経験年数3年未満)

※3年目以降の方もお申込みいただけますが、介護分野での経験年数1～3年程度の方を対象とした内容です。

内 容

講義 30分「介護保険施設における基本サービスとしての栄養管理のポイント」

(公社) 日本栄養士会福祉事業推進委員

講義 60分「事例を用いた栄養スクリーニング～栄養ケア計画とLIFE報告の実際」

(公社) 日本栄養士会福祉事業推進委員

受講料 20,000円(税込)、[(公社) 日本栄養士会会員割引価格 3,000円(税込)]

※フォローアップ研修会のご案内・・・本研修会へご参加いただいた方を対象に、フォローアップ研修会(事前質問への回答及びフリートーク、無料)を開催します。参加を希望する方は、本研修視聴後のアンケートフォームより回答・送信をしてください。

なお、参加定員には限りがありますことご了承ください。

申込締切

視聴月	申込締切	支払締切	視聴 URL 送付	申込翌月 1 日より視聴可能
4 月	3 月 20 日	3 月 23 日	3 月末日まで	4/1～1 か月
5 月	4 月 20 日	4 月 23 日	4 月末日まで	5/1～1 か月
6 月	5 月 20 日	5 月 23 日	5 月末日まで	6/1～1 か月
7 月	6 月 20 日	6 月 23 日	6 月末日まで	7/1～1 か月

申込方法 (公社) 日本栄養士会ホームページ <https://www.dietitian.or.jp/>より、お申し込みください。

※お申し込み後、「申込受け付け」メールが届かない場合は、マイページより登録メールアドレスをご確認の上、ご連絡ください。

支払方法 受講料の支払いは、Web コンビニ支払いまたはクレジット支払いとさせていただきます。受講確定後、支払情報メールをお送りしますのでご確認の上、お支払ください。

支払締切までに入金手続きが完了していない場合は、受講ができませんのであらかじめご了承ください。

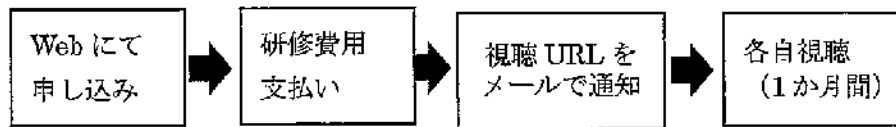
申込に関する注意事項

- ・既納の受講料は、原則としてお返しいたしません。
- ・視聴 URL が期日までに届かない場合には、fukushi-jigyobu@dietitian.or.jp までご連絡ください。

視聴における注意事項

- ・視聴 URL は事前にお送りします。
- ・公益社団法人日本栄養士会プライバシーポリシー <https://www.dietitian.or.jp/privacy/> および利用規約 <https://www.dietitian.or.jp/terms/> をご確認のうえ、視聴してください。
- ・映像、掲載資料、文章、イラスト、ロゴ、写真、その他の著作物の著作権その他の権利は、当会又は第三者に帰属します。著作権法によって認められる場合を除き、著作権者の事前の許可なく、動画及び資料の一部または全部を、無断で複製（録画・録音・撮影・ダウンロードなど）し、それを転載転用・改変・配布・販売など、不正に利用することを固く禁止します。
- ・視聴には大量のデータ（パケット）通信を行うため、携帯・通信キャリア各社にて通信料が発生します。データ通信量が一定の基準に達した時点で通信会社での通信速度制限が行われることがあります。スマートフォンやタブレットでご視聴の場合は、Wi-Fi 環境でのご利用を推奨します。（推奨動作環境をご確認ください。）なお、発生したデータ通信費用について日本栄養士会は一切の責任を負いかねます。予めご了承ください。
- ・同一 ID・PW を利用した複数同時接続はできません。本研修会は、受講者のみの視聴を前提としていますので、受講者以外の方と一緒に視聴したり、配信用アドレスを第三者に提供したりすることは厳にお控えください。
- ・視聴に問題が生じた場合は、必ずログアウトを行って、別の環境（デバイス、ブラウザ、回線等）でのご視聴をお試ください。
- ・視聴にあたり生じたいかなる損害について、日本栄養士会は一切の責任を負いかねます。

受講までの流れ



生涯教育単位 実務研修 46-104 栄養ケアプランの作成 講義1単位

お問い合わせ先 〒105-0004 東京都港区新橋 5-13-5 新橋 MCV ビル 6 階

公益社団法人日本栄養士 福祉職域研修担当係

TEL : 03-5425-6555

E-mail : fukushi-jigyobu@dietitian.or.jp